

2026年3月吉日

取引先各位

株式会社 ART&DREAM

〒501-6244

岐阜県羽島市竹鼻町丸の内6001

TEL:058-322-8392 FAX:058-322-8393

代表取締役 近藤 春樹



## 修理代替機貸出規定についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社の製品および修理サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では修理期間中の代替機貸出を行っておりますが、このたび管理体制の適正化およびサービス品質の維持・向上を目的として、新たに「代替機貸出規定」を制定することとなりました。本規定は、修理お見積りに対するご返答がないまま代替機の貸出期間が長期化することを防ぎ、すべてのお客様へ機材を円滑にご提供できる体制を整えるためのものです。

つきましては、**2026年4月1日**より、修理受付時の代替機貸出において本規定を適用させていただきます。主な変更・遵守事項は以下の通りです。

### 【主な規定内容の概要】

- 無償貸出期間の定義：修理見積書の有効期限（発行から2週間）を無償期間といたします。
- 有償貸出への移行：見積有効期限を過ぎてもご回答がない場合、または修理不実施の回答後も未返却の場合、有償貸出へ移行いたします。
- 使用料の設定：有償期間中は、機器に応じた管理費相当の使用料が発生いたします。
- 修理品の返送時期：修理を実施しない場合、代替機の返却確認後にお預かり製品を返送いたします。

※修理を継続されるお客様につきましては、従来通り修理完了まで無償でご使用いただけます。

詳細につきましては、別紙「代替機貸出規定」をご一読いただけますようお願い申し上げます。

今後も、皆様に安心して製品をご利用いただけるよう、より迅速かつ丁寧な修理サービスの提供に努めてまいります。何卒、本規定の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 代替機貸出規定

### 第1条（目的）

本規定は、当社が修理期間中に貸出す代替機の貸出条件、使用条件、返却条件および料金の取扱いを定め、円滑な修理対応および適正な資産管理を図ることを目的とする。

### 第2条（適用対象）

本規定は、ARTISTIC&CO.社製美容機器の修理を依頼したサロン運営事業者（法人および個人事業主）に適用する。

### 第3条（貸出契約の成立）

代替機の貸出は、顧客が本規定に同意し、当社が貸出を承諾した時点で成立する。

### 第4条（貸出の性質）

1. 修理見積書の有効期限内は無償の使用貸借とする。
2. 第6条に定める事由が生じた場合、有償の貸借へ移行する。

### 第5条（無償貸出期間）

無償貸出期間は、修理見積書発行日から2週間（見積有効期限）とする。

### 第6条（有償貸出への移行）

以下の場合、無償貸出は終了し、有償貸出へ移行する。

- ①見積有効期限を経過しても修理実施の回答がない場合
- ②修理を実施しない旨の回答があった場合
- ③当社が返却要請を行った場合

### 第7条（返却期限）

顧客は、有償貸出移行日から7日以内に代替機を返却しなければならない。

### 第8条（使用料）

1.有償貸出期間中の使用料は、管理費相当額として以下の通りとする。

- ①業務用機器 10,000円 / 日（税別）
- ②ハンドピース・付属品 5,000円 / 日（税別）

2.使用料は返却確認日まで発生する。

#### 第9条（修理品の返送）

修理を実施しない場合、当社は代替機の返却確認後に修理対象機器を返送する。

#### 第10条（送料負担）

- ①代替機返却送料は顧客負担とする。
- ②修理不実施の場合の修理品返送料は顧客負担とする。

#### 第11条（善管注意義務）

顧客は、善良なる管理者の注意をもって代替機を使用・保管しなければならない。

#### 第12条（毀損・紛失）

顧客の責に帰すべき事由により代替機が毀損・紛失した場合、当社は修理費または再調達費を請求できる。

#### 第13条（未返却時の対応）

未返却または使用料未払いがある場合、当社は以後の修理受付を停止できる。

#### 第14条（施行および改定）

- 1. 本規定は2026年4月1日より施行する。
- 2. 当社は、合理的必要性がある場合、本規定を改定することができる。
- 3. 改定後の規定は、当社が定める適用日以降に貸出を開始する案件に適用する。